

**2026年度兵庫区こどもプロジェクト業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 案件名称

2026年度兵庫区こどもプロジェクト業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的と概要

兵庫区内の子ども達の日常の遊びや体験を豊かにする機会等を提供する。また、子どもの健全育成を図るとともに、子ども達に関わるネットワークを広げ、子育て環境の向上につなげる。

(2) 業務内容

別紙参照

※神戸市等の公的団体や民間団体等による支援制度で既に実施している事業は除く。

(3) 事業規模（契約上限額）

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

委託契約締結日～2027年3月31日

(5) 履行場所

兵庫区内、受託者の事務所や自宅、その他委託業務の実施に関連する場所

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託金額に含まれるものとし、神戸市は契約金額以外の費用は負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

プロポーザルは、優れた提案を行った者を選定するものであるため、仕様の内容は、提案された内容を基本とし、プロポーザルにおいて選定された者と兵庫区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、見積書を徴して、神戸市契約規則等の神戸市の各種規定に基づき契約手続きを行う。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、優秀提案者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等の理由により協議が不調のときは、委託者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に、契約の締結の協議を行う。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払い方法（分割払・概算払等）については、契約締結前に別途協議を行う。

また、業務完了後、兵庫区が実績報告内容を履行確認のうえ、委託契約金額内で精算を行う。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結せず、契約締結後に判明した場合は解除する。

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

単一の団体、もしくは複数の事業者等により構成される共同体を代表する者で、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。なお、共同体の場合は、代表者及び構成員全てが要件をすべて満た

しているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 破産者及び禁錮以上の刑に処せられていないこと
- (3) 法人格を有する企業等は、神戸市内に本店を有すること。(団体の場合は、神戸市内に所在地や活動拠点があること)
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市における請負及び委託契約の業務において、これまで契約違反など履行状況が不良との評価をうけていないこと

5. スケジュール

(1) 公募開始	2025 年 12 月 24 日（水）
(2) 参加申込書類及び質問票の提出期限	2026 年 1 月 21 日（水）17 時
(3) 質問に対する回答	2026 年 2 月 2 日（月）※予定
(4) 企画提案書類の提出期限	2026 年 2 月 20 日（金）17 時
(5) 選定委員会（プレゼンテーション審査）	2026 年 3 月 6 日（金）※予定
(6) 選定結果通知	2026 年 3 月中旬 ※予定
(7) 契約締結	2026 年 4 月初旬 ※予定

6. 公募型プロポーザル実施要領等の交付開始 及び 交付場所等

- (1) 交付開始日 2025 年 12 月 24 日（水）
- (2) 交付場所
神戸市ホームページに掲載（「事業者の募集」ページでダウンロードできる。）
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>
※郵送による交付は行わない。
- (3) 交付資料
 - ① 公募型プロポーザル実施要領（本書）
 - ② 委託仕様書・契約書案（頭書及び委託契約約款）
 - ③ 各種提出書類様式（様式第 1 ~ 5 号）

7. 参加申込書類及び質問票の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書 兼 誓約書（様式第 1 号）
 - ② 申込団体概要（様式第 2 号）
 - ③ 共同企業体結成届出書（様式第 3 号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記②を提出すること。
 - ④ 質問票（様式第 4 号）※必要な場合のみ
- (2) 提出方法
原則電子メール（P D F ファイル）とする。
電子メール以外で提出される場合は、事前に問い合わせ先に連絡すること。
- (3) 質問票への回答

参加申込書を提出した全者に対して、Eメールにより回答する。

なお、審査内容に直接関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。

8. 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

- ア 用紙サイズは原則A4とし、A3も可とする。縦横は指定しない。
- イ 目次及びページ番号を付し、10ページ以内にまとめること。
- ウ 企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。
 - ① 本業務に対する考え方、実施方針、コンセプト
 - ② 提案内容についての具体的な実施方法・実施計画（スケジュール）等
 - ③ 業務遂行のための実施体制、連携協力・支援体制等
 - ④ 類似業務実績や経験等
 - ⑤ 見積書 ※提案内容ごとの費用の内訳額と総額、消費税及び地方消費税額、税を含めた費用総額を記載すること。

(2) 提出方法

原則電子メール（P D Fファイル）とする。

電子メール以外で提出される場合は、事前に問い合わせ先に連絡すること。

9. 選定方法及び結果の通知

本企画提案の審査については、「2026年度兵庫区こどもプロジェクト業務」委託者選定委員会（以下、「委託者選定委員会」という。）が行い、その審査結果を受けて選定する。

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、選定基準により優れた企画・提案能力を有する者を優秀提案者として特定し、得点の高い順に一または複数の優秀提案者を、契約の相手方の候補者として挙げる。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、兵庫区により決定する。

(1) 委託者選定委員会（プレゼンテーション審査）

- ① 日時 2026年3月5日（木）※予定
- ② 場所 兵庫区役所内
- ③ 内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション、選定委員によるヒアリング
 - ※開催日時・場所や内容について、参加申込者に対して別途通知する。
 - ※実際に業務に携わる担当者が提案説明を行うこと。
 - ※参加申込者は、当日、企画提案説明に必要な機材やデータを用意すること。

(2) 選定基準

審査は、別紙（選定基準）に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求める
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談等を行うこと
- ウ 委託者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知および公表

選定結果（契約候補者名、各提案者の順位と点数）は決定後速やかに、提案者全員に通知するとともに、市ホームページに掲載する。また、提案者は審査結果の通知を受けた日の翌日から

起算して7日（休日等を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

10. その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 本公募は、2026年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や委託費を変更し、またはこの募集に基づく契約を締結しないことがある。
- カ 提案者からの企画提案について、評価基準に基づき評価を行い、その結果、契約候補者が選定されない場合もある。
- キ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ク 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を（2）の提出先まで電子メールで提出すること。
- ケ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（2）提出先、問い合わせ先

兵庫区 総務部 地域協働課

住所：〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵庫区役所8階

電話：078-511-2111（内線211～214）

電子メール：hyogo-machi-event@city.kobe.lg.jp

※電話及び応募書類持参の場合は、平日9時～17時（12時～13時を除く）の間とする。

※兵庫区役所に来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。